

福岡市地域療育を考える会

第30回総会



めばえ学園H16年度卒園のS君ママの作品

福岡市地域療育を考える会 会則

第1条 名称

当会の名称は、『福岡市地域療育を考える会』（以下、「本会」という。）とし、略称を『療考会』とする。

第2条 会の所在地

本会は、会長宅をその所在地とする。

第3条 目的

障がい児を取り巻く環境の向上を目指し、福岡市内の障がい児施設を充実及び発展させるための取り組みを行うと共に、障がい児の保護者に学習の場を提供することをその目的とする。

第4条 会員

本会は、前条の目的に賛同する福岡市内の療育施設・団体に属する障がい児の保護者及び個人をもって構成する。

第5条 事業

本会は、次の事業を行う。

- 1) 学習会及び講演会
- 2) 上記のほか、第3条の目的を達成するために必要な事業

第6条 会議

本会は、必要に応じ、次の会議を行う。

- 1) 総会
- 2) 事務局会議
- 3) 代表者会議

第7条 総会

次に掲げる事項については、総会の承認を得るものとする。

- 1) 予算に関する事項
- 2) 本会の会則変更に関する事項
- 3) 上記以外の重要事項

第8条 決議の方法

前条の総会決議は、出席した会員の過半数をもって決する。

第9条 書面総会

総会を開催することが困難な事情がある場合には、事務局の決定により、書面決議によることができる。

第10条 事務局

- 1) 本会運営に必要な業務を行うため、事務局を設置し、会員の中から選出されたメンバーにより構成する。
- 2) 事務局には、次のとおり役員を置く。
会長、副会長及び会計を各若干名
- 3) 事務局メンバーの任期は、毎年度総会終結の時から次年度の総会終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4) 第7条に掲げられた事項を除く、本会の運営に関する事項については、事務局会議において決定するものとする。その際、必要に応じて代表者会議を開催し、広く会員の意見を求めることを心がけるものとする。
- 5) 前項の決議は、出席した事務局メンバーの過半数をもって決する。

第11条 代表者会

各会員への情報伝達及び会員同士の意見交換を目的に、代表者会を設置する。

- 1) 代表者会は、本会に所属する各療育施設の保護者会員の中から選出された代表者により構成する。
- 2) 代表者の任期は、4月1日から3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- 3) 代表者は、各療育施設の保護者会員と本会を結ぶ窓口として、本会に関する情報を各保護者会員に伝達し、また、保護者会員の意見や要望を集約し、本会に伝達する役割を担うものとする。
- 4) 代表者会は、事務局が統括する。

第12条 顧問

本会の業務執行につき、必要がある場合には、顧問を置くことができる。

第13条 会計

- 1) 本会の運営費には、会費・寄付金・事業収入等を充てる。
- 2) 本会の会費は、年会費とし、療育施設・団体の保護者会員については、園児の属する世帯ごとに金400円、個人会員については、1名につき金400円とする。
- 3) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4) 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て総会を招集し、決算報告を行う。
- 5) 本会の会計処理については、前各項のほか、別途定める本会会計規則に従うものとする。

附則

本会則は1995年5月27日から施行され、都度一部改定ののち2020年10月28日より実施される。

福岡市地域療育を考える会 会計規則

第1条 会費

福岡市地域療育を考える会（以下、「本会」という。）の運営費として、次のとおり会費を徴収する。

- ① 年会費として、金400円を徴収する。
- ② 療育施設・団体の保護者会員については、園児の属する世帯ごとに徴収する。
- ③ 個人会員については、1名につき金400円とする。
- ④ 本会への入会日が3月に属する場合には、会費は徴収しない。
- ⑤ 年度途中での退会については、会費の月割り返金を行わない。
- ⑥ 療育施設・団体の保護者会員の会費については、総会終了後最初に行われる代表者会議において徴収するものとする。

第2条 託児料

本会の託児サービスを利用した場合、次のとおり託児料を徴収する。

- ① 学習会・講演会 子ども1名につき金500円

第3条 事務局手当

1. 事務局メンバーの活動費を、次のとおり支給する。

- ① 会長 1名につき金5,000円
- ② 会長以外の事務局メンバー 所属する療育施設ごとに金3,000円

2. 事務局メンバーが任期途中で退任した場合、前項の活動費については、月割計算により支給するものとする。

第4条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条 監査

毎年4月に会計監査を行うものとし、原則として前年度会計担当者がこれに当たる。

第6条 帳簿等保存期間

本会会計に関する帳簿等資料の保存期間は3年とする。

附則

本会計規則は令和6年6月26日より施行する。



2023年度は

- 『日中一時事業の更なる拡充・利便性の向上を目指す』
 - 『医療的ケア児・肢体不自由児の療育環境の向上を目指す』
 - 『待機児童0に向けた療育環境の整備』
 - 『療考会の普及活動・存在意義を理解してもらう』
- これらの4つの柱を掲げ、以下のことに取り組みました。

1.療考会の普及活動としてHPのリニューアル・Instagram開設

今年度はHPのリニューアルを行い、療考会の情報をより見やすくしました。また、新たにInstagramを開設し、SNS発信をすることにより、療考会の活動をより多くの方へ知ってもらえるように努めました。Instagramを通じて、TVの取材依頼や訪問看護ステーションなどの福祉事業所の方との対談に繋がったりと、活動の幅が広がりました。

2.進路の会との合同陳情

進路の会と合同で福岡市へ陳情書を提出し、日中一時事業の拡充や待機児童0に向けた療育環境の整備を訴え、長年に渡り要望してきた「障がい児に関する情報が集約されたハンドブック」の作成が決定しました。

そして、今年度から進路の会との共同陳情を毎年恒例とし、療考会からも陳情書の要望について提出することになりました。また事務局内に新たに「陳情係」を設立し、2024年度事務局の皆様には、陳情活動の継続を何卒よろしくお願い申し上げます。

3.南部療育センター建設について

前年度から引き継ぎ、2023年8月に南部療育センター実施設計の打ち合わせを行い、施設を利用する子どもたちや保護者の方のために、要望書の内容を最大限に取り入れ、たくさんの意見が反映された形の実施設計となりました。

2025年度4月の開園に向けて、現在、建設工事が始まっています。

引き続き、開園に向けて2024年度事務局の皆様には活動の継続を働きかけていただきたいと思います。

活動にご理解とご協力頂きました会員の皆様にご心より感謝申し上げます。



2024年度 活動方針(案)



2024年度は
次の方針に基づき活動を進めていきます。

【1】 児童発達支援センターでの一時預かり事業について

今年度の夏から福岡市が行う「児童発達支援センターでの一時預かり事業」について、利用する子どもたちや保護者の方が安心して預けられる様に、福岡市との検討会議を通して、要望を伝え意見が反映されるように働きかけていきます。

【2】 進路の会との合同陳情活動について

前年度に引き続き、今年度も「進路の会」と合同で、陳情活動を行い、療考会からは「日中一時事業の拡充」を柱に肢体不自由児の通園方式の検討など障がい児を取り巻く環境の向上を目指します。

【3】 南部療育センターの建設について

例年、療考会で引き継いでいる「南部療育センターの建設」について、2025年4月開園に向けて、利用する子どもたちや、保護者のためにも、よりよい療育環境の実現のため、今年度も福岡市へ要望などを伝え、少しでも反映されるように働きかけていきます。

【4】 療考会の普及・存在意義を理解してもらう

児童発達支援センターに通っている保護者間でも、まだまだ療考会の存在を知らない方も多く、保護者の方々や療育に携わっている以外の方々にも興味や関心を持って療考会活動を理解してもらえるように、「療考会ニュース」やInstagramでの発信などを工夫していきます。またコロナ前の活動を参考にし、保護者同士の情報交換の場や保護者の憩いの場を作れるようなイベントなどの企画をし、楽しみながら療育していく環境を整えるよう療考会が率先して実行していきます。

【5】 肢体不自由児の児童発達支援センターへの通園方式について

現在、肢体不自由児の園やクラスは4歳まで親子通園のみで、療育に通うハードルが高い状況です。この肢体不自由児の親子通園制度は20年以上前の制度であるため、現在の保護者の就労環境などが考慮されていないことから、福岡市へ制度の見直しを働きかけていきます。



会員各位

平素より療考会の活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

2023年度第30回総会につきまして、2023年度第30回総会(書面決議)のご案内(以下別紙)のとおり書面での決議とさせていただきます。

会員の皆様には、この総会資料とともに別紙の内容をご確認いただき、同用紙にてご回答をお願い申し上げます。

ご回答いただきました別紙は令和6年6月11日(火)までに各園事務局担当者にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、集計結果につきましては、後日当会ホームページ(下のURLおよびQRコードで開くことができます)に掲載する方法でご報告させていただきます。

また、月末には当会ホームページにて、4月と5月の合併号ニュース(新療考会代表者就任挨拶など)を掲載予定です。是非、ご覧ください。

<http://ryouiku-fukuoka.com/>



ご不明な点がございましたら、各園事務局までお問合せください。

福岡市地域療育を考える会 事務局